

下関市市民文化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の芸術文化の向上及び芸術文化活動の振興（以下「芸術文化の向上等」という。）を図るため、芸術文化の向上等を目的として活動を行っている団体又は法人（公益財団法人下関市文化振興財団を除く。）（以下「団体等」という。）が行う事業に要する費用の一部を補助する下関市市民文化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次条に規定する事業を行う団体等に対して、その実施に必要な経費の一部について交付する。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体等が第6条に規定する申請を行う日が属する会計年度に本市で開催する、山口県総合芸術文化祭の事業又は市長が本市の芸術文化の向上等に寄与すると認める事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 本市、山口県又は公共的団体から別の補助等を受け、若しくは受ける見込みのある事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 政治的又は宗教的な宣伝意図がある事業
- (5) 補助金の申請時に完了済みの事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

- (1) 100,000円
- (2) 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 補助対象経費の額から、補助対象事業に係る入場料等（補助金を除き、入場料、協賛金、寄付金その他の当該補助対象経費に充当すべき収入をい

う。)の額を控除した額

- 2 前項第2号又は第3号の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする団体等は、補助対象事業を開催する日が属する会計年度の6月末日までに下関市市民文化事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費算出内訳
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市市民文化事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した団体等に通知する。

- 2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付を申請した団体等に通知するものとする。

(補助対象事業の推進)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた団体等(以下「実施団体」という。)は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 実施団体は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象

事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第12条 実施団体は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る下関市市民文化事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 実施団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 4 前項の場合においては、第9条の規定を準用する。

(実績報告)

第13条 実施団体は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は第9条第1項の規定による通知のあった日が属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の成果を記載した書類及び補助対象事業に係る記録写真
- (2) 補助金に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市市民文化事業費補助金交付確定書(様式第4号)により当該実施団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該実施団体に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金等の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市市民文化事業費補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第9条第1項(第12条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る金額の範囲内で、実施団体の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする実施団体は、下関市市民文化事業費補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第14条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、実施団体に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 実施団体は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第19条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) この要綱に違反したとき。
 - (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
 - (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、実施団体に対し期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第18条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第21条 実施団体は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第22条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。